

## 条件付一般競争入札公告共通事項

### 1 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次の要件をすべて満たしていなければならない。

- (1) 当該工事の公告日から入札日までの間のいずれの日においても、安芸太田町の指名除外措置又は下請制限措置の対象となっていないこと。
- (2) 当該工事の公告日から入札日までの間のいずれの日においても、建設業法第28条第3項又は第5項の規定による営業停止処分を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に該当するものでないこと。
- (4) 当該工事に係る設計業務等の受託者以外の者であって、かつ、当該受託者と資本及び人事面において関連がない者であること。
- (5) 他の入札参加希望者と資本及び人事面において関連がないこと。

### 2 入札方法等

- (1) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に該当する額を加算した金額(当該金額に1,000円未満の端数がある場合はその端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札金額とすること。
- (2) 電子入札案件においては、電子入札システムの利用登録者は、原則として、電子入札システムを利用して入札書を提出する。(入札期間中の午後5時から午前9時までは入札書を提出できないものとする。)それ以外の者は、入札書を入札場所に設置した入札箱に投入する。
- (3) 電報又は郵送による入札は、認めない。
- (4) 次のいずれかに該当する場合は、その入札又はその者の入札を無効とする。
  - ① 入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
  - ② 契約担当職員において定めた入札に関する条件に違反したとき。
  - ③ 入札者が2以上の入札をしたとき。
  - ④ 他人の代理を兼ね、又は2以上を代理して入札したとき。
  - ⑤ 入札者が連合して入札をしたときその他入札に際して不正の行為があったとき
  - ⑥ 必要な記載事項を確認できない入札をしたとき。

### 3 入札執行上の注意事項

- (1) 入札執行中は、入札執行者が特に必要と認めた場合を除くほか、入札室の出入りを禁止する。
- (2) 入札執行中は、入札者の私語、放言等は禁止する。
- (3) 入札室には、入札に必要な者以外は入室してはならない。
- (4) 入札書の記載事項について訂正し、押印し、又は削除したときは、その箇所に印を押さなければならない。
- (5) 入札者は、一旦提出した入札書の書換、引換又は撤回をすることができない。
- (6) 入札書は、代理者が入札する場合においても代表者印(本店でない場合には委任を受けた者の印)が押印されているものとし、委任状は不要とする。

#### 4 落札者の決定方法

総合評価方式による入札を除き、安芸太田町財務規則第89条の規定に基づいて決定された予定価格の制限の範囲内の額で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。同札の場合は、同価の入札者のくじにより決定する。

#### 5 入札保証金

免除する。

#### 6 契約の保証（路線委託等の維持工事を除く。）

落札者は契約予定金額が250万円以上の場合は、契約時に契約予定金額の10分の1以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

#### 7 前払金（路線委託等の維持工事を除く。）

請負金額の10分の4以内とする。ただし、請負代金額が250万円以上の場合に限る。

#### 8 中間前払金

保証事業会社と中間前払金に関し、安芸太田町長を被保険者とする契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を寄託した場合に限る。

#### 9 部分払

出来高部分に対する請負代金相当額の10分の9以内で、出来高部分に対する前払金額を控除した額とし、月1回を超えない請求とする。ただし、希望する場合には、入札前に発注担当課に確認すること。

#### 10 建設リサイクル法関係書面の提出

建設工事に係る資材の再資源化に関する法律第9条第1項に規定する対象建設工事の落札者は、5日以内に関係書面を提出すること。

#### 11 その他

- (1) 当該工事の落札者は別に定める特約事項を遵守すること。
- (2) 当該入札に係る各事項に違反した場合は、後日指名除外措置を行うことがある。

#### 12 問合せ先

安芸太田町総務課（広島県山県郡安芸太田町大字戸河内 784-1 電話 0826-28-2111）